

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う電気料金の特別措置について

2021年3月
株式会社トーセキ

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に対しまして謹んでお悔やみを申し上げますとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済産業省からの要請を受けて、電気料金の支払期限日を延長致しました。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度※1の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等で、電気料金の支払いの延期を当社にお申し出いただき、一時的にお支払いが困難だと当社が判断したお客さま

2. 特別措置の内容

2020年8月分から2021年3月分の各電気料金の支払期限日※2を以下のとおり延長致します。

対象月	延長期間
2020年8・9・10・11月分	5か月間
2020年12月分	4か月間
2021年1月分	3か月間
2021年2月分	2か月間
2021年3月分	1か月間

3. ご連絡先

- 電話番号：0120-253-203
- 受付時間：平日9時～17時（土日祝日は除く）

※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

※2 支払期限日

支払義務発生日の翌日から30日目をいいます。

お客様が支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

以上